

令和2年度宇佐市いんない石橋PR動画制作業務委託仕様書

1. 委託業務名

令和2年度宇佐市いんない石橋PR動画制作業務委託

2. 目的

本業務は、自然豊かな宇佐市院内地域の景観と共に、地域の文化・観光資源である「いんない石橋」のPR動画を制作し、自然豊かな景観と調和し、その歴史、文化等全国に誇れる「いんない石橋」の魅力をインターネット等により広く発信、周知を図り、またウィズコロナにおけるリモートでの石橋巡り疑似体験、アフターコロナにおいては、周遊観光の誘客につなげることを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和3年3月22日まで

※ ただし、下記の議決を得た場合は、令和3年6月30日まで延長する予定。

市議会における繰越明許費の議決

なお、上記の議決が得られない場合には、履行期間の延長を行わず、

当該履行期間までの出来高に応じて仕様及び請負代金を変更する契約を行う。

4. 納入場所

宇佐市 経済部 文化・スポーツ振興課

5. 業務対象

いんない石橋15基

※鳥居橋、櫛野橋、打上橋（打上水路橋を含む）、新太郎橋、御杓橋、荒瀬橋、水雲橋、

久地橋、富士見橋、鷹岩橋、宮の瀬橋、屋敷の原橋、両合川橋、分寺橋、中鍋橋

6. 撮影時期

撮影時期は、秋、冬

※ただし、下記の議決を得た場合は、撮影時期に春を追加する予定。

市議会における繰越明許費の議決

なお、上記の議決が得られない場合には、撮影時期の追加を行わず、

当該時期までの出来高に応じて仕様及び請負代金を変更する契約を行う。

7. 業務の内容

PR動画の制作に係る一切の業務

(1) 動画のコンセプトの設定

いんない石橋の観光、文化資源としての魅力及び石橋周辺の景観を最大限活用し、インターネット等を活用し広く発信、周知を図るとともに疑似体験、観光客誘致も意識した適切な動画のコンセプト（ストーリー）を設定すること。

(2) 動画の撮影

設定したコンセプトに必要な動画（静止画を含む、以下同じ。）を撮影すること。新規撮影のほか、受託者が所有する動画や市の保有する動画の活用等の動画素材の収集も認める。但し事前に委託者と協議し承認を得ること。また多様な撮影技術を活用し、地域の文化資源であり観光資源である石橋及び周辺の景観の魅力が最大限に引き出されていること。なお、撮影にあたっての諸調整についても受託者が行うものとする。

(3) 動画の編集

設定したコンセプトにあわせて動画を編集すること。またBGM，テロップを付加すること。石橋の魅力を引き出すため多様な動画編集技術が活用されること。

(4) 業務の管理

業務執行体制及び事業スケジュールを示す実施計画を策定し、委託者の承認を得ること。また、業務執行が効率的かつ適正に実施されるように、工程における運営管理（各作業時の進捗状況の把握、委託者への状況報告等）を徹底すること。

なお、実施する業務の詳細については、受託者の企画提案を基に委託者、受託者協議のうえ決定する。

(5) サムネイル

YouTube 掲載用にサムネイル用の写真を別に撮影しサムネイルを制作すること。

8. 成果物

(1) 動画

(ア)制作する動画の数量

業務対象のいんない石橋 1 基に対して 1 本ずつ及び 1 5 基の石橋全てを網羅した総合版 1 本の合計 1 6 本を制作すること。

(イ)動画の尺

業務対象のいんない石橋 1 基については 1 分程度、ダイジェスト版は 5 分から 1 0 分程度とする。

(ウ)アスペクト比

1 6 : 9 とする。

(エ)解像度

ハイビジョンとする。

(オ)リージョンコード

0 (ALL) (制限無し) とする。

(カ)動画の納品

①完成したPR動画及び撮影した編集前の全ての動画を納品すること。

②動画の納品は、記憶媒体に記録し納品すること。

※記憶媒体は、ハードディスクドライブとし、容量は動画容量に適した容量とする。

③納品する動画のファイル形式は、契約締結後協議のうえ決定する。

(2) サムネイル

(ア) 制作するサムネイルの数量

業務対象のいんない石橋 1 基に対して 1 枚ずつ及び 1 5 基の石橋を網羅したダイジェスト版用 1 枚の合計 1 6 枚のサムネイルを制作すること。

(イ)ピクセル数

1 2 8 0 × 7 2 0

(ウ)フィルサイズ

2MB程度

(エ)サムネイルの納品

サムネイルは、J P E Gファイル形式にて納品すること。

※納品媒体に保存し納品すること。

9. 秘密の保持

受注者は、本業務により知りえた情報を業務中及び業務完了後も関係のない第三者に漏らしてはならない。

10. 著作権等

- (1) 成果物の所有権、著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、利用権は委託者に帰属するものとする。また成果物の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関する必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- (2) 成果物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (3) 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために成果物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作権者人格権を主張しないものとする。

10. その他

- (1) 動画の完成までに、市による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。また協議内容及び協議結果について受託者において記録し提出すること。
- (2) 撮影等にあたり必要な謝礼や物品の費用等は受託者において全て手続きを行い、その経費を負担すること。
- (3) 本業務の実施に必要な各種法令や条例に基づいた許認可の手続きについては、原則として受託者において全て手続きを行い、その各許認可手続きに必要な手数料等の経費については受託者の負担とする。
- (4) 委託者は、本事業で納品された成果物を期限の制限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。
- (5) この仕様書に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、委託者と協議しこれを定めるものとする。